

第四十七回
国会

参議院農林水産委員会會議録第四号

(六三)

昭和三十九年十二月十六日(水曜日)
午前十時二十八分開会

委員の異動

十二月十日

辭任
森部 隆輔君

補欠選任
鈴木 万平君

十二月十一日

辭任
山崎 齊君

補欠選任
中山 福藏君

十二月十四日

辭任
鈴木 万平君

補欠選任
森部 隆輔君

十二月十五日

辭任
田中 啓一君

補欠選任
吉武 恵市君

十二月十五日

辭任
吉武 恵市君

補欠選任
田中 啓一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

温水 三郎君

森 八三三君

山崎 齊君

矢山 有作君

渡辺 勘吉君

北條 篤八君

岡村文四郎君

北口 龍徳君

櫻井 志郎君

田中 啓一君

坪山 徳弥君

仲原 善一君

藤野 繁雄君

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

谷口 慶吉君

農林大臣官房長

中西 一郎君

農林省農林經濟局長

久宗 高君

農林省畜産局長

林野庁長官

田中 重五君

事務局側

常任委員会専門員

宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○農林水産政策に関する調査

(農林水産基本政策に関する件)

○食料品総合小売市場管理法案(第四十六回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(温水三郎君) ただいまから委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

十二月十日付をもって、委員森部隆輔君、山崎

齊君が辭任され、その補欠として鈴木万平君、中山

福藏君が委員に選任されました。

十二月十一日付をもって、鈴木万平君、中山福

藏君が辭任され、その補欠として森部隆輔君、山

崎齊君が委員に選任されました。

十二月十四日付をもって、田中啓一君が辭任さ

れ、その補欠として吉武恵市君が委員に選任され

十二月十五日付をもって、吉武恵市君が辭任さ

れ、その補欠として田中啓一君が委員に選任され

ました。

○委員長(温水三郎君) この際、おはかりいたし

ます。

現在、当委員会の理事が一名欠けておりますの

で、委員長は前例に従い、その補欠として理事に

山崎齊君を指名したいと思いますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(温水三郎君) 御異議ないと認めます。

さように決定いたします。

○委員長(温水三郎君) これから農林水産基本政

策に関する件を議題とし、質疑を行なうことにい

たします。

御質疑のおありの方は、御発言をお願いします。

○北條篤八君 私は、このたび、かわって佐藤総

理が新内閣をつくられましたので、まず冒頭に、

農林大臣にお尋ねしたい二、三の点をこれから質

問をいたします。時間が制約されておりますので、

り切つてこれが是正に革新的の施策を打ち出され

ることと、われわれは大いに期待をしておりますの

でございます。このひずみの是正に対して赤城農相

は今後いかなる施策を施されるか、その構想とそ

の見通しにつきまして、重点的の施策について今

日は伺いたいと思います。まずその点を伺いま

す。

○國務大臣(赤城宗徳君) 農業そのものの經濟成

長はわりあい順調に推移しております。三十七年、

三十八年、所得等についても二七、八%ですが、

非常に他産業に比較して少ないのでございま

すが、二九%くらいになってきております。そう

いうふうに順調に推移しておりますが、他産業と

の比較上は、所得の点についても二九%くらい、

生活水準などの比較でも六七%くらいというや

うなことで、ひずみが是正されておらないというこ

とは御承知のとおりでございします。であります

が、農業に対しては一つの手だけでこれを是正し

ていくということについては、なかなかきめ手と

いう手はございません。でございしますので、総合

的に農業政策を進めていくよりはかかないと、こ

ういうふうに観念しておるわけでございします。し

かし、その点につきましても、重点的に行なわれ

る施策が相当あると思ひます。でありますので、何

といたしましては労働力が不足しておる。機械化

をしていかなければならぬ。こういう点から考え

ても、生産基盤といひますか、土地が集団化さ

れ、改良されておらないというところは、非常に農

業をやっていく上において支障をきたしておるわ

けでございします。でございしますので、あるいは山

村等の林道、農地等の農道等を中心として大園場

の整備をして、農業、農産物生産がやりやすいよ

うにしむけていく。もちろん排水等の幹線の整

備、こういうことを取り上げていかなければなら

ん。これは相当思ひ切つてやっていきたいとい

う

う

う

う

う

ふうに考えております。

第二は、何といたしまして、国内のいまのひずみは正からいいまでも、あるいは国際的の自由化の傾向に対処しても、国際競争力を養っていく、そういうような体質改善が必要でございまして、構造改善の事業等について、いろいろ進め方については批判もあるようでございます。そういうのは逐次是正しながら、やはり構造改善を前進していかなければならぬ。構造改善も、狭い面の構造改善は改善事業が行なわれてきているのでありますが、もっと広域的な面の検討もいたしておりますので、広域的な面についての試験的な方向なども進めていきたい、こういうふうに考えております。

第三は、御承知のように、何といたしまして、ほんとうにひずみの是正ができるようなところにいくまでに、どうしても価格支持といひますか、対策が必要でございまして、価格支持につきましましては、いま農産物の七割程度は価格支持をいたしておりますから、よくいっている米のようなものもありますけれども、まだ不十分の面があります。ことに酪農品等につきましましては不十分の点もございまして、そういう価格支持対策。したがって、また流通対策等も、うんともろって、改めていかなくちやならないというふうに考えていくわけでございまして、そういうふうな考えで、どれにつきましても、何といたしまして、金の裏づけといひますか、予算面に十分な背景といひますか、支持がありましないとよくいきませんので、予算の獲得には十分努力するつもりでございまして、金融面におきまして金融のワケを広げる、また金利体系等につきましまして、低利長期ということで、昨年相当改めましたが、これ以上なかなかむずかしいと思ひますけれども、そういう面もさらに手を加えていきたい、こう考えております。

ところで、最終的には、これは長期的に考えますならば、日本の農業が他産業に比較いたしまして、あるいは国際的な競争力からいいまして

も、非常に零細であるというような面が、何とい

いますか、日本の農業の力の弱さであると思ひます。でございまして、これは農地改革的なものとして取り上げませんけれども、いま労働力も相当流出いたしております。そういう面から考えまして、あるいはまた、一面機械化も進めなくちやならぬという面から考えましても、一面においては、先ほど申し上げましたような圃場の整備、土地改良等によつて、生産基盤を質的に強化していきたい。また一面には、量的にこれが拡大できるような方向づけをしていきたいものだ、七万町歩ほどの耕地が移動しております、その耕地の移動を自立経営農家育成の方向に向けていきたい、こういうふうに考えますので、それをあつせんするものとしての農地管理事業団というような構想を持って進めておりますが、漫然と土地の移動を放てきしておくよりは、経営規模の拡大の方向づけを持たしたほうがいい。

〔委員長退席 理事森八三二君着席〕

それについては第三の機関が介入したほうがその方向づけが強化される、こういう構想を持っております。で、結論的に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、一つの方法によつてそのひずみを是正するということは、非常に、そのきめ手というものを持っております。総合的にしんぼう強くといひますか、粘り強くといひますか、農業の体質を改善して、そして他産業と均衡のとれるような農業に、また所得が均衡のとれるような所得に持っていきたいと、こういうふうに考えておる次第でございまして。

○北條八君 たいだいまお話の点は、要するに経営規模の拡大をはかるということ、それにつれて基盤の整備あるいは金融の改善といったような点も大事なことと思ひますが、かりに、この規模の拡大ができ、また基盤の整備その他金融財政の裏づけも十分できたとしても、現在、農村の青年がほとんど都市に流出してしまふ。後継者の養成というものが非常に私に大事だといふふうに思ひますので、農業の後継者の対策としても、むろ

ん考えてはおられるようであります。これも

もつと積極的に力を注がれて、そうしてこれから農村の青年の教育ということ、すなわちつばに将来農業をやっている技術をも身につけた青年を養成するといふことが非常に大事だと思ひますが、現状を聞いてみますと、まことにその点将来を案ぜられるわけでございまして。で、現在、農業高等学校が相当ありますけれども、わずかばかりではあつて、実地に仕事をするとする者が非常に少ない。ただ肩書きを得るために一応入る、卒業すれば大部分が第二次産業その他に就職してしまふといふことでありますから、この点はやはり文部省のほうと十分連携をとつて、この点にもやっぱり画期的な施策を講ぜられることが必要だと思ひます。時間がございせんから、この点はこれとどめです。

次に、米価問題で伺いたいのでありますが、消費者米価は一月から一四・八%引き上げを決定せられたのでありますが、これは世論は強く反対しておりますし、また言論界は非常に批判的であります。すなわち、池田内閣の最後の置きみやけだといふようなことも言っておりますし、また農政が不在の値上げである、また物価問題の総合的検討をしないできめてしまつたのは不都合だ、いろいろ指摘をされております。

そこで、お伺いしますが、昔から米価の値段はあらゆる物価に大きく影響して、米が上げればすく労働に響くし、大工や日雇いやそういう賃金は上がってくるし、副食物あるいは下宿代から家賃、ふる、理髪、交通費、医療といふようなものが、これは生活物価の連鎖的暴騰といふことを来たすものであります。こういうことはもう万々きまり切つたことでありますけれども、それにもかかわらず、現時点においては、特に政府は物価の抑制に全力をあげると標榜しておられるのに、この米価の値上げをしたといふことは、もう非常に大きな矛盾だと思ひます。なほもっと慎重に審議をしなかつたのか。聞きますと、これは米案の答申

が出たその日に、持ち回り閣議で決定してしまつたといふようなことでありまして、非常に私は遺憾に思ふのであります。で、また政府のいうように、米代そのものの値上がりはごくわずかで、生活費に及ぼす影響は〇・七%だ、きわめてこれは生活に影響は少ないのだ、エンゲル係数も年々低くなつて、三〇%台といふふうになっておりますけれども、これらの計算の根拠となるものは高所得者層、すなわち、うちであまり食事もしないような重役であるとか、あるいはもうぜいたくな家庭の生計費も全部これは含まれて、全国総平均の統計数字であるのでありまして、それでありまして、この数字はほんとうに当てにならないといつてもいいくらいで、実際に低所得者層の生計費を調べてみますと、これは内閣の統計局でも比

例がございまして、五分位に生活程度を分けまして、そうして五分位の階級別の勤労者世帯の三十八年度の統計を見ましても、最も所得の少ない第一位階級のエンゲル係数は四五・一%になつております。それからまた生活費に対する米代としまして一〇・一%になつております。で、私が二、三調べた家庭におきましても、一例をあげますと、五人暮らしの一家であります。収入は三万五千元であります。そのうちの食費が一萬六千二百円、それでありまして、食費にエンゲル係数で四五・三%、そういう数字になつております。で、食費代のうちの米代が四千二百円、約二六%になつております。でありますから、総体の生活費に対する米代の比重といふものは一二・一%といふ数字になつておるのでございます。そのほか、いろいろ調べがございまして、ともかく低所得者層といふものは非常に数が多いわけでありまして、生活保護を受けておる世帯が四十六万世帯、そのほかボーダー・ラインのものなどを含めまして、月収が、一カ月の収入が四万円以下といふようなものは、人数にしますと四千万人くらいおるわけでございまして、そういうような人のやはり実地の生活がいかに米代に依存しているかといふことも考えなければ、やはりこういう消費者

米価の値上がりというものはすべきじゃないと思うのであります。そして、低所得者といいますが、所得が少なければ少ないほど、他の物価が上げられれば上がるほど、米に依存する比重は非常に大きくなるのであります。これらの人は、昨今のように物価が騰貴して生活が苦しくなるときこそ、ほかのものは上がるのだから、せめて米だけは上げないようにはしめたいという念願は、非常に強いのであります。ある家庭などについて見ても、やはり物価が高くなると、子供にお菓子などを買ってやれないといったような家庭では、おやつに握りめしを食べさせているところでは、ほんとうに米代というものは食費のうち三〇%、三五%といったような負担になっているわけでありまして、申すまでもなく、政治というものは、数多くの恵まれない不幸な民衆を対象としてとられるべきものでなければ、ほんとうの民主政治とは言えないと思ひます。この意味におきまして、今度いろいろ徳用米その他のことも政府では考えられてはおりましようけれども、まだまだその考え方が非常になまぬいというそりは免れないと思ひます。今度の決定の結果を見ましても、特選米と普通米と、上げる率は同じになつておりまして、で、徳用米はなるほど八・一%で安くはなつて、上がり方は少なくはなつておりますけれども、それではなまぬいと特選米を上げ上げて、その上がつただけでも徳用米のほうを減らすことができなかったかということも考えられるわけで、少しでも安くしようという気があれば、そこまで考えてもいいのじゃないかというふうに思ふのでございまして、その点につきまして大臣のお考えを一応伺いたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 農村の後継者問題につきましては、御意見のとおりだと思ひまして、そういう方向に進めていきたいと思ひます。

それから米価の問題でございまして、米価の決定が慎重でなかったんじゃないか、あるいは時期的に、何か池田内閣のかわりに、まあどさくさに

やつたのではないかと御批判でございまして、実は生産者米価を上げたときに、すでに消費者米価もこれは手をつけなくちゃならぬ、政府の負担ばかりでなく、消費者にもこれは一部を負担してもらわんことには、生産者米価もこういう類で引き上げる、千八百円ばかり引き上げました、こういうことも困難だということがすでに議題になつておりましてその後慎重に政府内部にいたしまして、消費者米価には手をつけなくちゃならぬ。ただし、昭和三十一年度中は米価及び公共料金等には手をつけないうことにきまつておりましたので、三十一年度は手をつけないう、四十年になりましてはこれはやらざるを得ないというところは、政府内部としてもずっと引き続き考えておりましたし、検討を進めておつたわけでございます。そこで、米価審議会等にはかりまして、消費者米価の算定方式というものにつきましてもぜひいぶん検討をしてもらつておりました、その結論がなかなか出ません。で、そのうちに消費者米価もいづれにするか決定しなくちゃならぬということ、米価審議会を招集いたしました、米価審議会におきまして、いまの北條さんのような御意見も相当ありましたが、数字的にいろいろな議論も検討もされたわけでありまして、しかし、結論といたしましては、もうやむを得ない問題、そうでない、いまの食糧管理制度という、生産者にとつても消費者にとつても、相当たにめになつていられる食糧管理制度というものが崩壊するようなことになる。あるいは自由というやうなことにまでもなるといふやうなことで、もしやうがないので、食糧管理制度を健全化していく面からいっても、ある程度消費者に負担をしてもらうというところはやむを得ないのじゃないかという結論が大部分でございまして、政府といたしましては踏み切つたわけでございます。もちろん、いまの御指摘のような影響のところは相当あると思ひます。しかし、米が物価の中核であるというやうなことは、これは自由経済時代等においては非常にその機能が大きかつたと思ひますが、

統制いたしておりますので、その点につきましてはよほど違つていゝのではないかと。むしろこの労賃、賃金等のほうが物価に対する影響、たとえば米の価格をきめる場合には、消費者米価は別にいたしまして、生産者米価の分につきましては、むしろ労働賃金が、労働力が不足して上がつてきていゝ。あるいはまた米価の算定方式が、都市の製造業者の労賃でもって換算するといふやうなことから、生産者米価も上がつてきたわけでございますので、そういう影響のほうがむしろ大きいんじゃないか、これは両方あると思ひますけれども、そういうやうな形で推移してきておつたと思ひます。そこで、消費者米価につきましては、家計の安定を旨として、経済事情をしんじやくしてやつていく、きめていくといふことでありますので、家計の安定上いまいろいろお述べになりましたやうな問題も検討いたしまして、実際に、しやくし定本に家計米価といふものを算定いたしますと、一九%から二〇%ぐらゐまでの余裕はあるといふことになりまして、そういうことでは、いまの影響力等も考えて當を得ていないといふことから、まあ一四・八%ということに結果はなつたわけでございます。そこで、低所得者の問題、お説のとおりだと思ひます。確かに家計における米にかける金、これは低所得者は多い、影響力も多いと思ひます。でございまして、やはり米の価格体系における位置ということも考え、家計のことも考え、それからまた統計等も、それは富裕な人のも入つておりますけれども、富裕な人よりも実は低所得者のほうが多いのですから、まあ統計的にいっても、低所得者のウェイトが多う統計に出てきていゝと思つておりますが、それにいたしまして、低所得者対策といふやうなことを考えなくちゃならませんが、これは一面においては、米でやつていく関係で考えなければならませんが、同時に、これは社会保障制度の拡充強化といふことで、これはやつていくのが本筋だと思ひます。それにいたしまして、米の価格の影響力といふことを考えますので、いまお話のやう

に、米の面からいいますならば、徳用米の品質をよくいたしまして、いままでの徳用米ではなく、普通米と同じやうに、華内地米を入れましたから普通米と同じやうな品質にいたして、それから引き上げ率も八%程度にして、普通米と同じやうな徳用米を購入しようとするものの負担を幾分でも少なくしていく措置が大事だといふやうな考え方から、いま申し上げたやうな方法をとつたわけでありまして、そこで、特選米とか普通米、特選米の率をうんと引き上げたからよかつたんじゃないかといふこともございまして、そう特選米といふものもあり出しておりますが、その状況でもありますし、普通米と同じやうな率にしまして一八%ぐらゐになりますので、その程度が、まあ妥當といひますか、適當でないかといふやうな算定をいたしたわけでございます。お話のやうな点も相当考慮をいたしたわけでございますが、結果としてはいま御指摘のやうなこともありますが、私も考えておりますが、そういう点も実は慎重に考えた結果、手を打つたといふやうに御了解願ひたいと思ひます。

なお、こまかい点で申し上げる必要がございすならば、数字上の問題等につきましては、事務局からも申し上げていゝと思ひますけれども、大体私が申し上げたやうないきさつで消費者米価を決定したと、こゝろに御了解願ひたいと思ひます。

○北條 八君 時間がございせんので、この点はこの程度にとどめますけれども、私が先ほど申し上げたのは、特選米と普通米とを同じ率で上げているのでありますけれども、特選米はおそらく数量が少ないからでありましようけれども、少なくとも特選米はもつと上げて、引き上げた分だけ徳用米のほうの率をもつと下げる、それが筋じゃないかと思ひます。

もう一つは、いまお話がございましたけれども、スライド制のことを、かつて大臣はおっしゃいました。

〔理事 森八三二君退席、委員長着席〕

ほんとうに米価の決定というものは非常にいつも問題になるのでありまして、今回の消費者米価の決定のいきさつから見まして、消費者と生産者と、それから政府と、三者につきまして、米価をめぐるそれぞれの立場や役割を、根本的に検討しまして、そうして最近の情勢にふさわしい算定方式を立てるときがもう来たんじゃないかというふうに思います。現在のような、場当たり的な米価の決定は、いつも問題を紛糾させて、国民に不安と不信を招いておるのであります。この点につきましては、現在、大臣としましても非常に頭を悩ましておることは思いますけれども、そのお考えを、簡単によろしゅうございしますが、一言伺いたいと思います。

○国務大臣(赤城宗徳君) 確かに米価の決定につきましては、生産者米価、消費者米価あるいは政府の立場、いろいろございします。そこで、生産者米価の算定方式は大体こまかく規定されておりますけれども、消費者米価は家計の安定と経済事情、こういう基本方針だけでございします。でございしますので、実は米価審議会におきましても、消費者米価の決定方式をどういうふうにしておたらいいかという点を諮問いたしまして、小委員会が設けられておるわけでございします。この結論になるだけ早く出してもらいたいと思つておると思つておるんですが、いまお話のように、そういう専門的なこと以外に、政治的にも生産者米価、消費者米価あるいはまた財政的立場等、いろいろ含んでおると思つます。そういうことにつきましてはおおむね妥協な線が出ないものだろうかと、こう考へて、米価審議会の小委員会の御意見やら、あるいは国会等の意見等も十分聞きまして、何らかひとつ方法を考へていかなくちやならないんじゃないか。スライド、スライドといふすけれども、私は、同じ米でございしますから、関連がないというわけじゃないという意味で申し上げておることが、スライド、スライドといふふうな言われておりますけれども、もしも生産者米価と消費者米価との関連をどういうふうにつけるか

ということにつきましても、もちろんその内容等につきましては十分検討する必要があると思つます。一がい、ただ上がったから上がった分を消費者に負担せよといふことのみにはいかないと私は思つますが、そういう意味におきまして、その関連はある、その関連をどういうふうなこれを理解していくか、あるいは決定の上にあつたわけにいくかといふことにつきましては、十分検討を必要とする問題だと思つます。それはいづれにいたしましても、それはいまお話のように関連——おのおの立場から価格の決定につきまして、なお相当検討を要することだと思つますので、それを続けていきたい、こういうふうな思つていま

○矢山有作君 その点で、ひとつ農林大臣にお伺いしたいのですが、端的にお伺いしたい。農林大臣は、米価のスライド制の問題について、いま自分のスライド制という意味は、こういう意味で言つておるのだといふことをおしやつたわけですが、私が伺ひたいのは、現在の食糧管理法、これを今後維持していくという前提に立つておられますかどうですか、この点。

○国務大臣(赤城宗徳君) ぐどくどく申し上げる必要はないと思つぐらゐに、私は食糧管理法の維持者でずつと通つてきておるのでございします。そこで、よけいなことでありますが、それを維持していく上においても、健全な形でもつていかなないと、これはひびが入つても困るというふうな考え方を持っております。

○矢山有作君 そうすると、私の理解によると、米の政府の買入れ価格の決定方式をきめた第三条、それから売り渡し価格をきめた第四条、これは私の理解によれば、全然関係は切断されておると、こういうふうな解釈しておるわけですか。その点の大臣の御解釈は。

○国務大臣(赤城宗徳君) 食糧管理法の規定上からいいますならば、おのおの別個の価格決定方式だと思つます。しかし、食糧管理が経済事情というものを、経済法則というものを考へますなら

ば、私のことばが足らぬが、同じ米じゃないかと、この前言ったものですから、同じ米だといふようなばく然たることを言つておつしやいますので、たとえば消費者の家計の安定を旨としておると言つても、大体生産者米価が幾らだといふようなことは、これは基礎になつていなくちやならない。突然価格をどこから持つてきて、そして米は幾ら上げなくちやならないといふことになつて、やはり米といふものはどれくらいのことになつて、生産費がかつておるのだ、こういう価格の決定につきましては、生産費といふか、そういうものが基礎になつておることは、統制であれ自由であれ、当然それが基礎になつておると思つます。そういう経済法則から見ますならば、やっぱり米

といふものの消費者米価をきめる場合に、やぶから棒に幾らだといふきめ方ではなく、やはり生産費がどれくらいかかつておるのだといふふうなことで、ことをかえて言へば、生産者米価もどれくらいだ、それについてどれくらいのものか、家計の安定を旨として、あるいは統制を旨としたらどうかといふことでございしますから、食糧管理法そのものの表面にあらわれておる限り、食糧管理法も、経済法則として、米が生産者の生産費といふんです、生産者米価との関連は私はある、こういうふうに見ておるわけですか。

○矢山有作君 もう一つ、それじゃ、いま端的に言つて、要するに第三条と第四条の、米の買入れ価格と売り渡し価格については、法のたてまえから言へば関連はない、切断されておる、こういう端的な御見解だつたと思つたのです。あと補足して御説明になつたのはその繰返しで、そういう御見解を表明されたと思つたのですが、じゃ、そういうふうに生産者米価と消費者米価を完全に切り離して立法がなされたといふ、その立法の趣旨といふものは、それはどこにあるといふふうな理解しておられるのですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) これはやはり何といひますか、当時からいへば、米の生産者の立場からいへば、非常に米が不足している時代に、生産が

減退しているころに、米を集荷しなくちやならぬという立場から、生産費を補償していくというふうな形でやつておりましたが、一方において、やはり米が不足してしまつたから配給を十分に確保していくと、こういう意味から配給面、消費者の立場、生産者の立場おのおの立場に重点を置いていまのような規定ができてきた、こういうふうな思つておるんですが、この根本には、やはり関連がないわけではございせん。やはり集荷してそれを配給しなくちやならぬといふふうなことも関連ございしますから、私は、根本的には経済原則というものを無視してはできないことだから、その底に流れているものは関連はあるといふふうな考へて差しつかえないんじゃないか、こう思つていま

○矢山有作君 私は何も、なるほど立法された時期、戦前に、昭和十七年につくられたといふのは、もちろん米の需給に安心のならない点がずいぶんあつたから、一方において生産を確保し、一方においては配給を確保するという趣旨であつたといふことも、それはわかります。しかし、同時に、そういうことだけではなしに、私は、やはり国民の主要食糧としての米の生産を確保するといふことは、同時に配給を確保するといふことになりまして、で、国民の食生活に不安定のないようにし、国民の生活上の不安を除く、そういう点も一つの大きなこれは要素になつていたのじゃないかと思つたのです。しかも先ほど米不足時代という点を強調されたのですが、米の需給といふのは現在においても引き締まり傾向にあるといふことは、よく御承知のはずだと思つたのです。そうすると、私は、この立法の趣旨といふものは、あくまでも一方においては、国民の主要食糧である米の生産をする生産者の立場を擁護するといふ点と、一方においては、国民の主要食糧である米の安定的な供給をやつて、しかもできるだけ価格を低い価格でやつて、家計を圧迫しないように、生活の不安のないようにする、こういうたてまえがはつきり買かれておると思つたのです。そうすれ

的を掲げておるが、實際はどういうふうに考えておるか、その点をお伺いしたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) 實際お話のとおりでございます。ひな形的なもの、パイロット的なものの、模範的なもの、こういうふうな小売りのあり方があってほしい、また、それが小売り商の、小売り人のためでもあるし、消費者のためでもある。だから、国民生活の安定というのは少し膨大な表現でございますけれども、だから、これによって小売りのスーパー・マーケット的なものをつくるから国民生活が安定する、こういうふうな御解釈されると、たいへんにこれは行き過ぎた表現だと、私も思っております。ほんの一部分である、こういうふうな御理解願いたいと思ひます。

○北村暢君 そうしますと、末端小売りの流通行政というのですが、これは一体農林省の所管な

のか、私は、通産省関係の中小企業庁所管の行政に部類するものである、このように判断するのですけれども、通産省がやらないから農林省がモデルをつくるというのか、しかも、これが国民生活の安定に寄与しようというのですから、中小企業である零細経営を、この生鮮食料品を取り扱う経営、これに寄与していくという行政目的を持つ

ていふというふうには思ふんですが、それは農林省所管の行政事務の中に入るのかどうか。どのようなお考えですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) なお、こまかいことは政府委員からも答弁いたしますが、食料品、特に生鮮食料品を中心として流通対策を講ずるということになりますというと、生産から市場等の流

通機構 それから末端の小売り関係ということが、農林行政として非常にウエートを持っておりますので、そういう意味におきまして農林省として手をつけていこうと、こういうふうに考えております。

○北村暢君 その考え方はわかるのでありますけれども、それはそれなりに承っております。しか

し、この問題は、実は、パイロット式なこういう

ういうふうに思います。私も法案の内容を全部見ましたけれども、従来農林省がとつてまいりました公団、事業団のやり方と、この法案の内容とは全く同じです。今日までの、この臨時行政調査会の答申案による指摘を待つまでもなく、農林関係の事業団、公団、これの欠点というものは非常に多くあるわけなんです。その反省というものが何らなされずに、この管理会法案というものが出ている。したがって、この法案が継続審議になったということは、私は非常に幸いだと思う。継続審議になったから、臨時行政調査会の答申案に対するいろいろな指摘事項について、この管理会法案は根本的に私は考え直さなければならぬ段階にきている。これが継続審議にならなくて通つておつたらいへんなことになる、このように私は思います。したがって、一体、この自立的な経営能力を有する法人だとおっしゃるのでありますけれども、あらゆる条項を見て、農林大臣の監督範

と何ら変わりない。業務運営上の問題について、予算あるいは業務方法書に至るまで、全部大蔵大臣に対する協議事項になっております。大臣はいま自立的運営能力を有する法人だと、こうおっしゃったけれども、実際には自立的な運営能力を有する法人になっておられないです、この法案の内容からいくというと……。農林大臣と大蔵大臣の監督下であつて、自由な動きのできない法人に——半身不随どころか、全然法人としての自主的な運営はできないようになっております。そういう

う点に対する反省はいかがですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 自主的な運営をすることとでございますけれども、流通の合理化に関与したいと、そういう目的も持っていますので、実は官庁的な機構ということも考えないわけでもなかったんでございますが、そういうことでは非常に運営がいわる官僚的になってうまくいかないということ、で、特殊法人にいたしましたわけでございます。特殊法人でございますから、純然たる民間の私法人と違いますので、その点においては、監

督をある程度必要とするということになっておりますので、法案のような監督権を与えるということになったわけでございます。

あなた達の監督のものを八つ含んでいるのですよ。各省ある中で、八つあるのです。そういう実態の中で、この臨時行政調査会の公社、公団、事業団に対する改革の意見に対して、農林省の態度はどうなのか。政府としては一体どういう内閣としてはどういうように対処するのか。この点は、私は総理大臣に聞かなければならないと思う。したがって、そういう基本的な態度というものがわからないで、いま、大臣の答弁を聞いていて、あなたと、確かに赤城さんは農政通であるし、あなたとの農政問答は、非常にみんなも期待するし、あなたにはあまり強いことを言えないわけでありまして、これも、実際の農林行政を扱う最高の責任者として、こういう問題についての処置というものと、私は、従来の農林省のやっていたやり方と、公社、公団、事業団に対する反省の色というものは少しももうかがえない、非常に残念であります。これはもう非常に大きな政治問題になっている問題でありますから、この結論を一体どうするかというところを出していただきたい。で、臨時行政調査会の答申の中では、公庫、公団、事業団その他の特殊法人等は無秩序に乱立する傾向にある。その運営の実態はきわめて非効率であると、こう言っているんですよ。したがって、そういうものは整理するとか統合するとか、改善をするとか、こういうことをやれと言われて、しかも、各省相当ある中で、農林省関係については八つも指摘されている。この反省なしに、この管理法というものを何とか通してこれと言われても、私はそう簡単に認めるわけにはいかないの、継続審議になって、この臨時行政調査会の答申というものが今日においては、私は、この公社、公団、事業団に対する佐藤新内閣の態度というものが明確にされて、そしてそれに取り組みという姿勢でなければならぬ、このように思っています。その反省というものがどういうふうな結論されているのか。おそろしく現在検討中だと、このように思っていますけれども、結論は出たんですか、どうなんでしょうか。

○北村暢君 いや、監督するのは、それは特殊法人で、政府が出資し、地方公共団体と平等に出資するのですから、監督するのはあたりまえのことなんです。それだから、特殊法人として、政府関係機関として、予算から業務のやり方からみんな監督するのです。しかし、その監督する範囲の内容の問題なんです。範囲の内容が、それはいままでの、それじゃ従来の農林省所管の公団、公社の運営が、農林省の監督をされて、非常に業績をあげ、目的を完遂し、その公団、公社の設立目的に合致したもので、一体どうであつたらうか、全然効果がなかったとは言いません。しかし、その運営がいまおっしゃる通りに、監督の内容が如何によつては、最も悪い官庁の非効率というものが公団、公社に行なわれている。この設立の基本的な目的は、私はこういう性格の特殊法人であるから、民間の企業性を追求する、合理性を持ったものでなければならぬ。しかも、それは公共性があるから、国の責任というものが、官庁の非効率というものを克服する特殊法人としての能率をあげる、こういうものでなければならぬはずのものなんです。ところが、創意くふうも何もできないように、実際は農林省自身が直接やったほうがいくらかいいものなんです。いくらかいいものであるのだけれども、予算の都合上あるいは事業資金の借入れの関係、いろいろな面からして、農林省が直接できない。したがって、特殊法人とする、こういうことなんです。そういう面が官庁の非効率を克服し、民間の企業の合理性を追求する、こういうものでなければならぬ。ところが、いままでの公社、公団、事業団の反省は、実態はそうなのではないわけですか。臨時行政調査会の答申はここにありますが、あなたのところの所管の公社、公団、事業団について再検討すべきというのは、全部で具体的に指摘されているのは十八あります。そのうち、農林省所管

○国務大臣(赤城宗徳君) 結論的に言いますと、まだ結論は出ておりません。しかし、臨時行政調査会の答申は尊重するつもりで検討いたしております。また、答申を待つまでもなく、私のほうとしても、たとえば例を言いますならば機械化公団、こういうのは改組していかなくちゃならぬというふうなことで、検討を進めておる。あるいはまた畜産事業団等の非効率化等につきましても、これは能率を上げるように持つていかなくちゃならぬというふうな考えでおるわけでございます。そして、全然手を触れないわけじゃない。その答申等がなくても、私もその欠点を補つて、せっかく設けた公団、公社等の運営を国民の期待に沿うような形にしていかななくちゃならぬというところは考えておるわけでございます。

○北村暢君 それじゃまあ結論が出てないというんですから……しかし、私はこの管理法をずっと見まして、農林大臣の監督事項ですね、それから大蔵省の協議事項、これは従来の公団、公社のやり方と全く同じですよ。違ふところがあつたら、どこが違ふというところを指摘していただきたい。

○政府委員(久宗高君) ただいま大臣からお話しいたしましたように、総合小売り市場でねらうておりますような機能を果たそうといたしますと、二つの面がございまして、それを現在の法制で処理いたそうといたしますと、形式といたしましては管理会的な形をとらざるを得ないと思ひます。したがって、その場合、それに伴う一連の各省との協議事項でございまして、あるいは業務方法書の処理の仕方では、一般のいわゆる特殊法人と同じような形式をとらざるを得ないわけでございますが、内容が問題であらうと考へます。○北村暢君 内容が問題だと言ひますが、それ考へ方でもよろうと思ひます。総合小売り市場で、新た

なモデルといたしましてかようなことをいたしますので、私もといたしまして、この運用につきましては相当慎重に考へざるを得ない、このように考へるわけでございますが、形式といたしましては、すでに御承知と思ひますが、運営につきましては審議会を設ける、これも他の公団でも同じような形をとつておられますので、全く形式的ではないかと御指摘があれば、形式はそのとおりでございますけれども、問題は、その中で取り扱います問題が非常に広範多岐にわたるものでございまして、営業の相当中身にまで入つた問題でございますので、それをあらかじめ非常に具体的に規定してしまふことができないわけでございます。したがって、問題は、その審議会の運営なりあるいは指導の具体的な仕方なりを、あらかじめきめられないという点にあるわけでございますので、その内容が不適正に走らないような運営に、運営をよほど慎重にするということで、それをカバーするよりしようがないと考へております。つまりあらかじめ内容を規定できないという問題でございます。

○北村暢君 これは通産大臣とも協議するような形になっておりますか。

○政府委員(久宗高君) これは最初の御質問にございまして農林省所管かどうかという問題と関係いたしましたので、私も立案いたします際に、この関係のまあ、先輩でございまして通産省とは、非常に詳細にお打ち合わせいたしまして、その際、食料品に限定をいたしておりますけれども、その他の取り扱いその他で、食料品以外の問題に影響のあり得る問題もございしますので、実は両省間で、相当詳細な覚え書きを交換しているわけでございます。つまり所管上私どもに形式上入つてまいります問題でございまして、全体の小売り業の指導なり、あるいは助長なりという問題と無関係ではございませんし、特に融資その他の問題でございます。また、小売り業者の体質改善につきましては、すでに御承知のように、一般的に、中小企業庁におかれまして、近代化資金でございま

なモデルといたしましてかようなことをいたします

すとか、設備の高度化資金を用意しておられますし、私どもの関係でも、これがモデル効果でございまして、このモデルを見てすぐにもやりたという方の促進の問題もございまして、いずれにいたしましても、非常に関係が深いわけでございますので、さような意味で、詳細な覚え書きを交換いたしまして、一々御相談してやってまいりたい、これは私のほうは、むしろそういうことは非常に必要だと考えまして、そういう御連絡をあらかじめ申し上げているわけでございます。

○北村暢君 だから、これにはそういう反省が一つもない。これには農林省の所管と、その業務のやり方について、大蔵省に協議をして——予算その他一切大蔵省だけで、法案に出てくる問題は、最もこの運営上に関係の深い通産省との協議なんというところは、一つも出ていない。その点はいま、覚え書きでやると、こうおっしゃった。実際、行政の混乱ですよ、これは。だから、いまいろいろ局長が答弁されているけれども、あなたはその業務の内容についても、実際にはできないとかなんとかいう、そういうことを聞いているのじゃない。臨時行政調査会の答申によると、こういう事業団、公団、特殊法人の非効率という問題が問題になって、設立の目的を達する上において効果をあげておられ、それはどういふところに原因があるのかというところで、いろいろ指摘しているわけなんです。その指摘されたことが、この法案の中に反省として入っていない。これが入っていないのは、答申の前でできたからしかたがないと思うのですがね。しかし、継続審議になった。今日において、その間に臨時行政調査会の答申案が出たとするならば、これは政府みずからがいままでの反省の上に立って再検討するだけの雅量がなければならぬし、その前にできたものだから、これだけは無理やり通してしまふのだ、これは私は許されぬ。そういう点について一体どのようにこの法案と答申と食い違いが出てくるのか、考え方の基本はどこにあるのかということをお伺いしているのですよ。したがって、おそらく

農林大臣はそこまで突っ込んでこの問題について検討されておられない。農林大臣は説明を聞いておられないです。農林大臣は知らないです、これは。大臣に答弁してもらいたい。

○政府委員(久宗高君) 先ほどの御質問で、これはいろいろな経緯で、一番最後にこういう形になったのは御存じのとおりでございますが、いまの行政管理局の件、私どもも行政管理局の件、私どもも行政管理局の御指摘が出る前に、すでにそういう問題は検討しておったわけでございすので、こういう管理会法案を作る場合にも、さような問題は私は一応十分検討したわけでございす。ただ、どこが違ふかと申しますと、行政管理局で御指摘になっておりますのは、あるいは臨時行政調査会で御指摘になっておりますのは、具体的、たとえば何々公団、何々事業団というものの御指摘と、それからそういうものについて一般的に起り得る問題の一般的な御注意と、二つに分かれています。ただ、その指摘だけ見てもわかりますように、指摘を受けてないそういう特殊な法人あるいは事業団もあり得るわけでございまして、これはやはりその仕事の内容によってどうしてもそういう特殊法人という形式をとらざるを得ない仕事というものがあつたということが一つと、それから、そういうものに一般的に起り得る難点というものを運営で相当うまく克服しておられるものもあるということでございますので、特殊法人一般がいけないという指摘ではないと思うのでございす。さような意味におきまして、私どもはこれから作るわけでございすから、先ほども申しましたように、それを法律の形にしてみますと、業務方法書を出してそれを認可するんでございすとか、一応ほかの形と同じ形を法制上これはとらざるを得ないのでございす。問題は、それが生まれてどう運用されていくかによりまして、御指摘のような非難が出るようなことがあれば、これはまずいわけでございすので、さようなことのないように運用していくということを考えておるわけでございす。

ので、決して臨時行政調査会で御検討いただきました問題あるいはその経過におきましてまだ結論が出ておりませんが、私どもは、これをどういう形式にするかにつきましては、その点は相当突っ込んで吟味したつもりでございます。

それからもう一つ、大蔵との関係につきましては、これは予算という具体問題がございすので、これは他の事業団法その他におきましても同じような規定があつて、入ったものと思うわけでございす。通産との関係は、役所的に申しますと、これは所管がはつきり物で分かれるのでございす。食料品ということになっておりますので、所管上は私どもの関係にならざるを得ないわけでございす。法律上、そこに法律事項として通産との協議というものが、まあ形式的に言えば法律事項でないかっこうでございますので、除いておるわけでございす。それを補いました、実際の運用につきまして私どもとして御必要な点、こちらからも御連絡いたし、また先方からも非常に関心を持って中小企業全体の運営とこれがどういふ関連になるかという問題を考えまして、こういう点を相談してもらいたいという要望がありまして、それを詳細に御要望の意思によって取りまとめたわけでございす。

○北村暢君 まだ経済局長も、正直なことを言つて、その臨時行政調査会の答申案の内容そのものを御存じないようですね。その内容については、いろいろ検討したけれども、法制上、従来の公団、公社のつたものをとらざるを得なかった。こういっておるんじや、何も臨時行政調査会の答申の指摘している問題について答える形になっておりませんよ。

それじゃ具体的に伺いますかね、主務大臣の監督の範囲内において、一管理会の予算というもののついて、どのようにお考えですか。

○政府委員(久宗高君) 管理会の予算は、この案と御一緒に御説明いたしましたように、基本的にまず施設を作らなければなりませんので、施設関係が入りまして、それから業務の運営につきま

しては、これも御説明をすてにしておると思ひますが、基金というものを積みまして、国と地方公共団体が出資しまして、その運営によつて、運営費によりまして、施設費以外のものはまかなつていくというたてまえをとつておりますので、これは今度どのくらいの規模でやるか。あるいは来年度どれくらいの規模かによりまして、予算上きまつてくる問題でございすので、特別な、特殊な形は必ずしもとつていないと思ひます。

○北村暢君 そこが認識の非常な差なんです。臨時行政調査会の答申案は、そういうところに予算面の硬直性があるために能率があがらないと言つておるんです。大臣は一体その時臨時行政調査会の答申案を読まれたんですか。読んでいるんですか。これは閣議で報告になっておるはずですよ。どうなんですか、どういふふうにお考えなんですか。その管理会の予算を運用する場合に、どういふふうに運用しようとおるんですか。いま局長が言つたように、あれもやれ、これもやれというのを、予算の面で業務運営について、これでだめだ、あれでだめだ、こういうふうになつて、いままでの事業団、公団というものは何れも公団自体の自主性もなければ、先ほど言つたような自立の運営能力を有する法人と、こういうふうになつた。ところが、自立的運営能力を発揮できないように、いまの公団、事業団というものはなつておるんですよ。そのために非効率なんだ。だから、そういうものを改めるような形の管理会でなければならぬはずだ。それが法制上どうだとか、従来のあれがあるから、ほかのほうはこうだからこういうふうになりましたでは、答弁にならないですよ。

だから、どういふふうにも、その予算というものを管理会に、予算というものを確かに政府と地方団体で同額の共同出資をして、そしてこの管理会は借り入れ金等もやつて、そして事業を運営することにやつておる。それに対して臨時行政調査会は、予算の総額はきめない。しかし、その予算の運営については、事業団、管理会、こういうも

○政府委員(久宗高君) 特殊法人ないしは事業団で、仕事によっていろいろ違うと思うのでござい
ますが、この総合小売り市場の管理会につきま
しては、施設そのものがいわば本体であるわけで
すが、どの程度の規模のものをとくるか、また、そ

れを何カ所つくるかという問題があるわけでございますけれども、管理会自体の問題を考えますと、施設ができてそこに入居していただきたい方々が、新しい経営方式をそこでやろうということになりますと、予算といたしましては、そういうことがかりによれば、もう何カ所つくろうとか、そういう御相談ができて、初めて全体の予算額がふえていくということになります。しかし、これは施設一般の問題でございまして、先生の御指摘の点は、今度はそういうものができたとして

て、管理会自体を運営していく場合に、いろいろ制約がある、それが一々こまかい指図を受けて、動こうにも動けなくなるのじゃないかという御指摘だらうと思います。その点につきましては、運営費は、そういうことのないように本来の基金を、これは国と公共団体で積みまして、その基金の運用によりましてやっていくというところでございます。これはもちろん人が要るわけでございますけれども、もちろん最小限度にいたしまして、そういう方が、仕事をしていただく方が、この管理会で、実際に小売り商がいろいろなさる仕

別途にきまっていますので、管理会自体としてきめられるべき問題ではない。したがって、あとは、この管理会の機能に従っていますという指導をいたしましたりなんかします場合の人的費をどうまかなうかということになります。

で、これもおよそどのくらいの人数でやってしかるべきだということになりますから、そういうものが予定されますので、それを基金によって運用していく。あとは、家賃をいただかなければならないわけでございますから、これは公平を期する意味で。そういうものも管理しなければならぬという問題もございますけれども、金全体といたしましては非常な役所の制約も受けて仕事もできなくなるといふ、これはそういう形のものでは全くないと思います。

○北村暢君　時間の関係でありあれですから、やめますけれども、私は、この管理会というものはまことにぬえ的な存在である、こう思っているんです。それは、先ほどあなたの答弁によると、うと、自立的な経営能力を持った法人なんだと、こう言うけれども、実際には、これは農林省と地方公共団体の予算のワックにしばられて、その最終的な行政目的は、その管理会の建物をつくって家賃を取るといふところに目的があるのでなくて、中小企業が、零細企業が、生鮮食料品を取り扱う者が、共同化なり、あるいは法人化なり、され

ども、実際にはそうじゃないのです、これは。したがって、臨時行政調査会の答申案によれば、そういう合理化とか、能率化とかがほとんど期待できない、それ自体にできないものなんです。そういうものは本省の部局と同列の政府機関にして

しまうか、さもなければ業務を地方公共団体に委譲すれと、こういう答申になっているのですよ。したがって、私は、前からの質問ではっきりしないのは、これは公設市場なんですか、といえば、前の経済局長、あなたでない松岡さん、松岡さんは、公設市場でございます。ただ、公設市場なんだけれども、その内容は、個々の店舗が入っているようないままでの公設市場でなくして、その中は近代的なスーパー式のものにするのだと、こういうことを言っているんですね。そうじゃないの

でしょう。公設じゃないですよ、これ。地方団体が設けるものではないのです。それから一部には、これは国営スーパードと、こう言っているのですよね。そういうことを聞いておるでしょう、国営スーパードと。国営スーパードでもないわけなんです。公設市場でもない。国営スーパードでもない。農林省が本来的に持っている中小企業の近代化という行政目的を達成するための中間手段として、この特殊法人にそれをやらせようと、こういうことなんです。そういうぬえ的存在の行政を重複するようなものは必要ないじゃないか、こう

きましてやはり小売り関係が一体どうなっているのかといったようなことが、産地の人気と申しますか、意欲というものにつきまして放置されていることが非常に問題になっていることからしをしても、影響力が非常に広範になるわけですから、

います。本来からいえば、小売り商の個々の問題につきましましては、そういう土地、土地の地方公共団体が第一次的に処理もされておりますし、また、国が全部手の回る問題ではないと思うのでございまして、こういうような規模の拡大いたしました、しかも過密都市を控へましての流通問題といたするのは、一地域問題でとどまりませんということと関連いたしましたして、やむを得ず私どももいたしたしましては、やはりこれは全体の生産態勢にも影響してくることでございますし、また、東京都と

いう問題を具体的に考えましても、これは単なる一公共団体と申しますよりは、国のほんとうの大きな一部でございます、ここにおきます価格の形成が、全国的に物価問題の一つの拠点にもなる関係もございいますので、何らかこれにタッチしなければならぬということになりますと、東京都だけにお願いするわけにもまいりませんし、それから国だけでやるわけにももちろんまいりません。そこで、その両者の関係は、この法案をお読みになつていただきますと、条文上は、法制局も相当頭をひねつた異例な条文が入つておりまして、東

京都と申しますか、地方公共団体と国との間におきまして相当具体的な打ち合わせをする規定がわざわざ入っているわけでございます。そういうような規模と形式をとりませんと、この問題にアプローチができないわけでございます。御指摘のように、これは単なる物価政策でございます。単なる小売の価格の問題ではなくて、小売商の構造改善の、農林的に申しますれば、パイロットのような形になるわけでございますが、これを突撃いたしましょうかといふと、どうしても金を出さないと、そういう問題が出てまいりますので、経済主体をこれを出しても想定いたしませんと、施設そのものができないわけでございます。そこで、ぬえ的と申しますと、そのとおりになるわけでございますが、いわゆる一般的な形とはちよつと違った形の主体を設けて、それが、いま申しましたような相当複雑な流通革命の過程におきましてモデルを果したながら、一方、これだけの問題になっております現実の物価問題につきましても、一応の基準を設けてまいりたいということ、形式はこういう形にならざるを得ないというふうに思うわけでございます。

○北村暢君 大臣、居眠りしていかぬ。質問にちゃんと答えるような体制でやってくださいよ。局長に聞いているのじゃないのですから、大臣わざわざ来てもらってやっているのに、大臣はそつちのけで、法案審議をやっているわけじゃない。大臣、ひとつ答弁してもらおう、よく聞いておいていただきたい。これは重要問題なんです。これは行政組織上の問題から言っても、臨時行政調査会の答申から言っても、一体、今後どういうふうに対処するかというところは、たいへんな問題なんです。それで、そう言えば、それじゃパイロットというものであったならば、私は、この管理法という法律ですからね、そこに、中に入ってくるいわゆる中小企業が共同化するか、あるいは数戸もしくは十戸程度の中小企業が店をしまつて、新しい法人をつくつて、会社をつくつて入ってくるかどうかするでしょう。しかもそれ

が、そういう公営的な、公設的な、國營的な、ぬえ的な、わけのわからないこの管理会をする建物の中に入つて、入ったものは、これは農林大臣なり大蔵省なりの非常な監督を受けながら、規制を受けながら、しかも周辺のスーパー・マーケットなり小売市場、小売業者と激烈な競争をやっているかなければならない。それに対する、その入るものに対しての何らかの規定がないのですよ、これは。入るものに対して激烈な競争をやつて、いろいろな監督をして、制約を受けて、そして仕事がいまうまいかなうてつぶれたといった場合にどうする、という責任の所在も何にもない。あなたはパイロットでやるのだというのだったら、いまの農業構造改善事業がパイロットで失敗するか失敗しないか、農民はそれに不安があつて積極的に飛び込めないと同じように、パイロットでやるならパイロットでやるように、はつきりと國營のスーパー・マーケットをやつて、そしてそこに入つたものについて、モデルになったものがあらゆる努力をして失敗した場合に、失敗の責任を農林省はとる、こういうものでなければならぬのじゃないですか。ただ、あなた、この管理会を通じて農林省は監督し指導もし、この管理会なるものの能力というものについてはおおよそわかるのです、従来の公社、公団、事業団というものは。ほんとうにこの管理会というものが、農林省の監督、指導のもとに、農林省になりかわつてほんとうに中小企業の近代化に役立つところまでやるのだ、そういうことには全然なっていないでしょう。ただ、そこに入つてくるものの管理と、そこに入つてくるものの指導をやるだけなんだ。そういうことでしょう。したがって私は、そういうパイロット的なものをやるのであつたならば、國營でやつてその責任は全部とるべきです。今日あなた、スーパー・マーケットが危機に瀕して、スーパー・マーケットの倒産というものが出ています。大資本のスーパー・マーケットは何とかやっている。しかも中級程度の資本能力を持っている、責任能力を持っているもので、相当信用程度の高

いもので今日スーパー・マーケットが倒産をして、スーパー・マーケット自体の競争によって倒産が出てきている。こういう状態の中で、一体、管理会をつくるスーパー・マーケットが完全に成功するといふその見通しとか何とかいふものについて、私は保証は何らないと思う。この中に入るのは激烈な競争をやらなければならぬ、そういうものなんです。そのテスト・ケースに充てられたものこそいいの皮です、これは。それだけの最後の責任をだれが一体とるのか。何も責任をとることになっておりませんよ、この法案には。今日のスーパー・マーケットの倒産の危機にきている状態は、この農林省からもらいました資料によると、一億以上の、しかもこれは日本化学繊維協会の資料を出しておるのです、これは。農林省の出している資料です。そして昭和三十八年に一億円以上のものが七百四十一あると、こう言っている。で、今日スーパー・マーケットは急速にふえて、一体、大小合せてどのくらいなっているか。七百とか八百じゃないのです。もう五千以上上へていっているでしょう。農林省が、あなた指導しなかつた、スーパー・マーケットがどんどんできていっているのです。しかも、その中で倒産をしているというところは、大資本なりのスーパー・マーケットに、激烈な競争の中に圧倒されて倒産している。したがって、いまの中小企業の零細企業がそのスーパー・マーケットを共同化なり何なりかふうをしなから、激烈な競争をやりながら自主的にやっているものが今日倒れていっているのです。それを指導するのが行政でないですか。そういうものが倒れていっている。そのモデルをつくるのか何とか、パイロットをつくるのか何とかという問題じゃないのです。農林省がほんとうに流通問題について、この中小企業の零細なものは近代化していかなければならぬというものは、当然のことなんです。それに本腰に取り組むところの近代化なり高度化なりの行政指導というものについて

は、その方法なり手段なりがあるなら、農林省がそれだけの責任を持つならば、私はその予算的な処置、あなたの方のやろうとしている処置、これを出していただきたい。何ら一つもやっていないでスーパー・マーケットをつくつたならば、何となくこれを見習つてやれというような指導で、今日この零細企業の生鮮食料品を扱っているこの最も困難な行政を高度化する、近代化することとは不可能ですよ。そういう問題について何らかのとなしに、これも一つの方法でございます。ということでは、これは真剣に政府が今日のひずみの最低限にある零細企業を救うというもので、何ら、行政的な処置なんて口幅つたいといつても過言じゃない。生鮮食料品については、通産省関係の零細企業と中小企業と区別して、農林省がその末端まで担当するといふならば、東京に二十カ所ぐらいつくるのじゃなくて、全国この生鮮食料品を取り扱っている行政について、一体何をやるうとしているのか。大臣、その処置方法が一体あるのかないのか。これは佐藤新内閣の最大の課題です。それに対して、あなたは何らかの方法なり手段というものを講ぜず、こういうものでございそうということについては、またその入ってくるものについての責任というものについて私は何ら触れていないところに、この法案にもう根本的に賛成のできない理由があるのです。どうでしょう。

○國務大臣(赤城宗徳君) とにかくいろいろ見方はあると思ひますけれども、観点が違ふ。主観的にも、また前途の見通しが暗いとか、御指摘のような点もあろうかと思ひます。私もやはり中小企業、小企業者等の生活、経営問題は、やはりこれは私のほうで担当するよりもほかの担当であるうと思ひますが、これを設置する目的は、流通経済のむしろ消費者面に重点を置いております。しかし、その重点を置きながら、経営者のことも考へていかなければなりませんから、しかし、経営者は、お話のように、これは自主的な経営をす

るわけでございます。しかし、それに対しての危険負担ということはどういうふうに責任を負うかということにつきましては、全部の責任を負えるということには、これはいけませんけれども、経営がよくやってくいように指導をし、あるいは補助等もあります。そういう面でも指導していきたいという考えを持っておるわけです。合理化の資金とか、その他の通産省管轄で用意しているものもありますが、私どもの考え方としては、流通経済の末端で、しかも経営に、入ってくる入居者がその趣旨に沿って動いてもらうことを期待しながら、流通経済面を改めていきたい、そういうモデルをつくっていききたい、こういうわけでございまして、経営者の安定といえますか、危険負担まで持つというようなことまでは、この法案で考えておらないわけであります。

○北村暢君 法案の内容のことを聞いておるのじゃないのです。今日、あなたがモデルをつくってやろうと言わなくても、スーパー・マーケットはどんどんできています。加速度的にできています。問題は、その加速度的にできていくスーパー・マーケットが、今日過当競争によってどんどんつぶれていっているのです。したがって、あなたは、そのつぶれるのに対して、つぶれないのには、これがモデルですよ、こういうのをつくろうと言っているけれども、中小企業の、今日の零細な中小企業には、あなたがどんなモデルをつくったって、それに自主的にいけるような形に今日ないのです。したがって、その方向に持っていくための、あなたの中小企業の対策なり政策なり、行政的な処置としては、一体どういうことをお考えになっておるのか。これだけでは、このスーパー・マーケットのモデルをつくっただけでは、問題は解決しませんよと言っている。それに対していかなる方法手段を考えておりますかと言っているのです。

○国務大臣(赤城宗君) いまの、中小企業等があるいは倒産し、あるいはスーパー・マーケットができていながらも、うまくいっていない面について、どういう方策を講ずるかということになりますと、中小企業対策としてこれをやっていかねばならないと思えます。私もいま考えているのは、やはり流通経済の面を進めていくために考えているということをおし上げておきました。

○北村暢君 この問題は、大臣の答弁では私は全く不満です。というのは、スーパー・マーケット、今日の流通革命に対処して、この中期経済計画というものについて、流通というものにちゃんとそういうこともやるということが出てくるのです。これは御存じなんでしょうね。したがって、これをどういうふうに受けとめて、政府が政策化して、行政的にどういうふうに進めようかということは確かにあると思うのです。結論はまだ検討中で、出てないといえどもそれまでだけでも、これも予算委員会でも質問したけれども、この趣旨は尊重してということ、企画庁長官も答えていた。したがって、今日、中小企業の問題、農業の問題、流通の問題は、経済のひずみ是正の最大の政治課題なんです。それに対して、いまの大臣の答弁では、私は全く不満です。したがって、これは通産大臣、企画庁長官、それから臨時行政調査会の答申案に対する政府の基本的な態度、これは総理大臣に聞かなければならない。この問題は、とても半日や一日では解決しません。したがって、きょうのところは、時間もあれでしょうからこの程度で質問を私は打ち切りますが、延々として今後また質問をいたします。よく勉強してきて、私も勉強いたしますが、ぜひひとつりつぱな法案をつくりたいという意味においても、あらゆる機関の関係者の意見も聞きたいし、特に、東京にできるのに、東京都が一体どういう考え方を持っているのかさっぱりわからない。したがって、今後、公聴会なり参考人なりの意見というものも十分聞きたいと思うのです。そういう意味で、ひとつ委員長においてしるべくこの法案の取り扱いについて御願願したい。こういうことで、私の質問は終わります。

○委員長(温水三郎君) 他に御発言ありませんか。

それでは、委員会は暫時休憩いたします。
午後零時三十九分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

十二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案(衆)
自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案
自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案
自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第三条の見出しを「貸付金額の限度及び貸付条件」に改め、同条中「前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の利率は、年五分を「貸付金の利率は、年三分に、二十年を「三十五年に、三年を「五年に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

一 農業者に係る前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の金額の限度は、百万円(農事組合法人その他政令で定める法人にあっては五百万円)とする。
附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が貸し付けた自作農維持資金融通法第二条の規定による貸付金についての貸付けの利率、償還期間及び据置期間については、なお従前の例による。

○委員長(温水三郎君) 他に御発言ありませんか。

それでは、委員会は暫時休憩いたします。
午後零時三十九分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

十二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案(衆)
自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案
自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案
自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第三条の見出しを「貸付金額の限度及び貸付条件」に改め、同条中「前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の利率は、年五分を「貸付金の利率は、年三分に、二十年を「三十五年に、三年を「五年に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

一 農業者に係る前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の金額の限度は、百万円(農事組合法人その他政令で定める法人にあっては五百万円)とする。
附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が貸し付けた自作農維持資金融通法第二条の規定による貸付金についての貸付けの利率、償還期間及び据置期間については、なお従前の例による。

る請願(第二五一号)
一、漁港の整備促進等に関する請願(第二七三号)
第二三三三号 昭和三十一年十一月十九日受理
国林野有解放に関する請願
請願者 福島県議会議長 佐川幸一
紹介議員 石原幹市郎君
わが国の重要な基本政策である農山村の振興開発の促進を図るため、次期国会においてすみやかに国林野有解放に関する法律の制度を実現し、農山村における住民の切実な要請にこたえられたいと請願。

理由
本県は県土総面積の七十分の一以上も山林面積で占められており、かつその山林面積中四十パーセントに当る四十一万二千ヘクタールの広大な面積が国林野有で占められている。従ってその周辺地域における農山村の振興開発はこの国林野の有活用と有機的なつながりを無視しては期待しえない。

第二五一号 昭和三十一年十一月二十日受理
食料品総合小売市場管理法法案反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高根町一〇全国食肉環境衛生同業組合連合会内 竹内 藤七
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一〇八号と同じである。

第二七三三号 昭和三十一年十一月二十四日受理
漁港の整備促進等に関する請願
請願者 東京都千代田区九ノ内二ノ二社団法人全国漁港協会会長 井出正孝 外四十一名
紹介議員 藤野 繁雄君
当協会主催第十六回全国漁港大会において決議した左記要望事項をすみやかに実現されたいとの請願。

- 一、漁港整備の促進を図ること。
 - 1 漁港予算の増額により漁港整備の早期完成を図ること。
 - イ、漁港修築事業
昭和四十年年度以降修築事業費に対する国の予算は、すくなくとも年間百億円で上を確保すること。
 - ロ、漁港改修事業
昭和四十年年度以降各年度国の予算は、すくなくとも年間三十億円を計上すること。
 - ハ、漁港局部改良事業
昭和四十年年度以降各年度国の予算は、すくなくとも年間十億円を計上すること。
 - ニ、海岸保全施設整備事業
昭和三十九年度以降極力国の予算を増額してすみやかに施設を完備すること。
 - 三、漁港関係事業の国庫補助率を引き上げること。
 - 3 特定第三種漁港に対する高率国庫負担並びに修築事業の国庫施行を実現すること。
 - 4 漁港関係事業に対する地方起債の確保を図ること。
 - 5 漁港機能施設整備を国庫補助により推進すること。
 - 6 漁港の災害復旧及び災害関連事業を急速に実施すること。
 - 7 漁港行政機構の内容を拡充すること。
 - 二、漁港関係事業の早期着工を図ること。
 - 三、漁港整備期間を短縮すること。
 - 四、第一種漁港の航路標識施設の整備促進を図ること。
- 国民食糧の確保、輸出入貿易の増進等、わが国経済発展の一翼をなす水産業の積極的振興を図ることとは、現下の国策として喫緊の要事である。水産業振興施策の基幹をなす漁港施設の整備事業の進捗は遅々たるもので、沿岸、沖合、遠洋の各漁業を通じ、その伸長上遺憾の点が多いから、前記事項を実現して漁港整備等の積極的促進を図り、水産振興の基盤育成の実を挙げられたい。

十二月十二日本委員会に左の案件を付託された

- 一、消費者米価値上げ反対に関する請願(第四〇三号)
 - 一、消費者米価値上げ反対等に関する請願(第四〇四号)(第四〇五号)
 - 一、沿岸漁業構造改善促進対策事業の完全実施に関する請願(第四〇九号)
 - 一、いか釣漁業の不漁対策推進に関する請願(第四〇一四号)
 - 一、鮮魚出荷業者等の窮状打開に関する請願(第四〇二四号)
 - 第四〇三号 昭和三十九年十二月二日受理
消費者米価値上げ反対に関する請願
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町二ノ三 四ノ一〇 石井あや子外三百四十名
- 紹介議員 小宮市太郎君
消費者米価を値上げすることなく、生産者米価と消費者米価の差額は国民大衆の生活を安定させるため、社会政策費として政府が当然これを保障すべきであり、生産者及び消費者の生活を守るため、政府は食糧制度を守るべきであるとの請願。
- 理由
一、米は、日本人の主食であり、消費者米価の値上げは日常の家計に大きな影響を与える。
二、とくに米の値上げは、低所得者の家計をいっそう苦しめる。
三、消費者米価の値上げは、ほかの諸物価の値上げに口実を与える。
- 第四〇四号 昭和三十九年十二月二日受理
消費者米価値上げ反対等に関する請願
請願者 東京都中央区新佃島西町一ノ二五 小島ふじ外九百九十九名
紹介議員 千葉千代世君
消費者米価の値上げに反対し、食糧管理制度を守るため、実効ある措置をとられるよう要望するとの請願。

の請願。

理由
政府は、消費者米価を二割から二割五分値上げしようとしているが、所得倍増計画以降、消費者物価は、政府の統計でも数年間に年率七分を越える異常な高騰であり、このような高物価と重税政策によって国民の生活は破壊されようとしている。

- 第四〇五号 昭和三十九年十二月二日受理
消費者米価値上げ反対等に関する請願
請願者 東京都大田区荻中町三ノ一一 九 山よね外千三百十名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。
- 第四〇九号 昭和三十九年十二月二日受理
沿岸漁業構造改善促進対策事業の完全実施に関する請願
請願者 岩手県盛岡市肴町四ノ一三岩手県漁業協同組合連合会内 伊藤佐十郎外一名
紹介議員 谷村 貞治君
沿岸漁業構造改善促進対策事業を完全に実施し、沿岸漁業の抜本的振興を図るため、左の措置を賜わりたいとの請願。
一、補助事業に対する国庫補助率の増額 経営近代化促進対策事業、漁場改良造成事業に対する国庫補助率を増額すること。
二、構造改善事業計画年次の延長 経営近代化促進対策事業並びに融資単独事業並びに融資単独事業計画年次を二箇年延長すること。
三、対象事業種目の拡充 地域の特性と実態に即応した対象事業種目の指定を行なうこと。特に本県の漁獲物陸揚地に通ずる水産道路(千五百メートル以内)の建設及び海そう類乾場の造成等を対象事業として指定すること。
四、事業実施計画と実施基準の適用 既に承認を得た基本計画の各年度毎の事業実施について、事業費の総わくの範囲内で都道府県知事に実施

計画承認を一任し、かつ、各事業の実施基準適用の緩和を図り、その採択には都道府県知事に一任すること。

- 五、沿岸漁業近代化資金等のわく拡大、沿岸漁船整備促進資金の併用 沿岸漁業近代化資金等のわくを拡大するとともに沿岸漁船整備促進資金を併行して融資すること。
- 六、漁業協同組合の育成強化 漁業協同組合の事業、財務に対する育成と課税上の優遇措置等を行なうこと。

理由
沿岸漁業は他の産業に比較し未だ後進的な立場を脱し得ない。すなわち、経営近代化促進対策事業、漁場改良造成事業を必要とする地域は、ほとんど零細な経済基盤になっており、従って事業費に対する地方負担能力はきわめて薄弱であり、沿岸漁業を近代化しその体質改善によって漁業経営の安定を図るには一定期間継続的に事業を実施する等多くの措置をとり、沿岸漁業を抜本的に振興する必要がある。

- 第四一〇号 昭和三十九年十二月二日受理
いか釣漁業の不漁対策推進に関する請願
請願者 岩手県釜石市長 鈴木東民外十六名
紹介議員 谷村 貞治君
いか釣漁業の不漁対策として、左記の諸施策を強力に推進せられるよう、特段のご配慮を賜わりたいとの請願。
一、天災法の適用
二、既存借入金金の償還期限の延長
三、経営資金、事業資金の長期低利融資
四、失対事業の拡充と漁夫の就労あつせん
五、事業税、所得税の減免、分納措置

理由
三陸一帯の海況異変に伴う空前のいか釣漁業の不振は、管内三百余隻約三千人漁民の経営を圧迫し、年末を目前にして漁民の生活は極度に困窮

している現状である。(資料添付)

第四二四号 昭和三十一年十二月二日受理

鮮魚出荷業者等の窮状打開に関する請願

請願者 岩手県釜石市東前岩手県水産物出

荷協同組合理事長 津田保之助

紹介議員 谷村 貞治君

秋の三大漁業であるサンマ・イカ一本釣・定置網漁業の三十年來の不漁による鮮魚出荷業者及び冷凍業者の窮状打開のため、漁業者同様、低利によるつなぎ資金のあつせん等が行なわれるよう御協力を賜りたいとの請願。

理 由

本年は、すでにサンマは終漁の様相をみせ、イカ一本釣は皆無、定置網漁業はたのみのブリ漁をはじめ、雑魚の漁獲も少ない状態である。このため、魚価、凍水、輸送車両、その他資材を十分確保し、魚の水揚げを期待した当該業者は、資金の回転並びに金利の支払いにも困っている現状である。(資料添付あり)

十二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(衆)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同

条第四項第一号中「十五万円(北海道にあっては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は二十万円)」を「二十万円(北海道にあっては三十五万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二百五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は二十万円)」に、「加えたを」を加えた額。以下第六項において「貸付限度額」という。に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 既に経営資金の貸付けを受けている者でその償還期限内に再び被害農林漁業者に該当することとなつたものについての第四項第一号の規定の適用については、同号の規定により算出される貸付限度額にその既に貸付けを受けている経営資金の償還に充てるために必要な資金の額(その額が政令で定める額をこえるときは、当該政令で定める額)を加えた額をもって貸付限度額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年七月一日以後の天災及びこれによる災害につき適用する。

2 被災災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十一年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「十五万円(北海道にあっては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は二十万円)」を「二十万円(北海道にあっては三十五万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二百五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は二十万円)」に、「二十万円(北海道にあっては二十五万円、政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は五十万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二十万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二百五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は二十万円)」に改め、同条第二項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正

第一条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項及び第五項」を「及び次項」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に、「百分の十」を「百分の八」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第二項中「百分の五十」を「百分の四十」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に、「百分の十」を「百分の八」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第三項中「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同条第四項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第四項第一号中「損失額を基準として」の下に「その百分の四十に相当する額を下らない範囲内で」を加え、「二十五万円(北海道にあっては二十万円)」を「四十万円(北海道にあっては五十万円、農事組合法人その他政令で定める法人に貸し付けられる場合は四百万円(北海道にあっては五百万円)」に改め、同条第二号中「五年」を「十年」に、「ものであること」を「ものであり、かつ、据置期間が、三年以内のものであること」に改め、同条第三号中「若しくは特別被害農林業者で特別被害地域内において農業若しくは林業を営むものを」と「特別被害農林業者」に改め、「で特別被害地域内に住所を有するものを」を削り、「三分五厘」を「二分」に改め、「特別被害地域内において農業を営む」を削り、「五分五厘」を「三分」に、「六分五厘」を「三分五厘」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「延長する旨」の下に「又はその据置期間を政令で定めるところにより一年をこえない範囲内で延長する旨」を加え、「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第七項中「五百万円」を「二千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に、「三年」を「五年」に、「六分五厘」を「三分五厘」に改め、同項を同条第六項とする。

第三条第一項各号列記以外の部分中「の全部又は一部」を削り、同項第一号及び第七号中「経費の一部」を「経費の全部又は一部」に改め、同項第三号、第五号及び第九号中「百分の八十以内」を「全部」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する補助金は、同項各号の経費につき、その全額とする。ただし、同項第一号及び第二号の経費については当該額が当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年六分の割合で計算した額(経営資金の貸付の利率が第二条第四項第三号の規定により年三分以内で定められている資金に係るものにあつては年六分五厘の割合で計算した額、年二分以内で定められている資金に係るものにあつては年七分五厘の割合で計算した額)、同項第七号及び第八号の経費については当該額が当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分の割合で計算した額をこえる場合は、それぞれ、そのこえる部分に相当する額を差し引いた額とする。

第五条第一項中「その一部を政府から補助を受けた割合に応じて」を「その全部を」に改め、同条第二項中「その一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて」を「その全部を」に、「その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて」を「その納付金の全部を」に改める。

(被災災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二条 被災災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十一年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「十五万円(北海道にあっては

理由

わが国農業の中で重要な部分を占める果樹農業の発展のため、政府においてはつとに意を用いられ果樹農業振興法が制定されているが、最近果実の価格が下落し経営上の障害となっている。この最大の原因は国外果実の輸入自由化である。政府もバナナについては関税の障壁を設けて輸入量を制限しようとしているが、最早関税率の操作だけではその目的を達することは不可能な状態である。

第六五三号 昭和三十九年十二月九日受理
消費者米価値上げ反対に関する請願(百二十通)
請願者 東京都渋谷区本町五ノ一三 山本 侃 一外千四百六十一名

紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第六九八号 昭和三十九年十二月九日受理
消費者米価値上げ反対に関する請願(六十通)
請願者 京都市中京区王生下溝町四四 行 岡光雄外五百十四名

紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第七五一号 昭和三十九年十二月十日受理
消費者米価値上げ反対に関する請願(八通)
請願者 大阪府富田林市甘南備 山本法子 外百名

紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第六九九号 昭和三十九年十二月九日受理
食料品総合小売市場管理法案反対に関する請願(二十三通)
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺二、〇四七 武蔵野商店会連合会内 上田正夫 外二十二名

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第一〇八号と同じである。

第七五〇号 昭和三十九年十二月十日受理
国有林野の売却処分等に関する特別措置法早期制定に関する請願(九十二通)
請願者 群馬県高崎市高岡町甲一〇〇 小 笠原米一外五千四百六十六名

紹介議員 木暮武太夫君
国有林野の大幅な値下げを目途として、次の事項を内容とする国有林野の売却特別措置法(仮称)をすみやかに制定されたいとの請願。

一、国有林野の所在する地域の農林業者、農林団体、地方公共団体等に対して国有林野を値下げ、所得の増大と地域格差の是正を図り地域経済の発展に寄与すること。

二、国有林野の値下げは、国土保全上特に必要とする国有林野以外の国有林野を農用地、林業用地、その他地域住民の福祉向上に必要とする土地とし、特に林業用地については地上立木竹を伐採することなく払い下げること。

三、国有林野の値下げ対価は、農用地は農地法に基づく未墾地価格とし、林業用地については健全な林業経営が期しうるものとし、又その他の用地についてもその目的に応じてそれぞれ減額した価格を定めること。

理由

わが国における国有林野は、これが存在する地域の後進性と低所得の決定的要因となっていることとは否定し得ない事実である。政府においては、農林業の所得向上を目途として、さきに制定した農業基本法に基づき、農業の構造改善を推進し、さらに新たに制定した林業基本法の趣旨にそって林業構造改善を進めようとしているが、国有林野の所在する地域においては、これが積極的な払い下げなくしてはこの基本的課題を遂行することは至難である。

国有林野の大幅な値下げ移譲により、農林業者の所得増大と自立化を図り、もって地域格差の是正を期するとともに、地域産業経済の振興発展と住民の福祉増進を図ろうとするものである。

第七八一号 昭和三十九年十二月十日受理
農林漁業の革新的近代化に関する請願
請願者 東京都千代田区永田町全国町村会 長 河津寅雄 柴谷 要君

紹介議員 柴谷 要君
最近の農山漁村は、まことに憂慮すべき状態にあるから、農林漁業の革新的近代化を図るため、左記事項の実現を図られたいとの請願。

一、農林漁業の構造改善事業の拡充強化を図ること。

二、農林漁業の生産基盤の整備、とくに農用地に關しては全額国庫負担により土地改良を実施すること。

三、農林水産物の中期的需給見とおしを明示し、価格安定と流通、加工の改善合理化を図ること。

四、農地の流動化を促進し、自立経営農家の育成を図るとともに後継者対策に万全を期すること。

五、農林漁業の金融に対し融資わくの拡大、金利の引下げを図るとともに金融制度の改善合理化により自立経営、協業の育成と直結させること。

六、国有林野の開放、公有林野の管理改善、国有林野所在地交付金の再評価並びに林業基本法に基づく施策の具体化を図ること。

七、山村振興法の早期成立を期するとともに山村、離島等地域対策の拡充強化を図ること。

第七八三号 昭和三十九年十二月十日受理
昭和四十年農業構造改善予算確保に関する請願
請願者 東京都千代田区永田町全国町村会 館内全国町村会長 河津寅雄外一名

紹介議員 柴谷 要君
農業構造改善事業をめぐる最近の情勢にかんがみ、昭和四十年度の予算編成に当たっては、少なくとも左記について予算の確保を期せられるよう要望するとの請願。

一、農林漁業経営構造改善基金制度の創設

二、農山漁村振興事業債の新設

三、構造改善事業終了地域の対策

四、事業終了地域の経営管理指導

五、政府助成の整備充実

六、農業後継者の確保、養成並びに離農対策

七、基本対策又は関連施策の早期実施

第七八四号 昭和三十九年十二月十日受理
農業構造改善事業促進対策の整備刷新に関する請願
請願者 東京都千代田区永田町全国町村会 館内全国町村会長 河津寅雄外一名

紹介議員 柴谷 要君

農政推進上焦の課題は、構造政策を中核とする新しい総合政策の確立であるから、別添の「農業構造改善事業促進対策の整備刷新方策」に基づき、まず、構造改善事業に先行すべき基本的構造政策の確立を急ぎ、これとの有機的関連の下に構造改善促進対策の内容を整備刷新し、一層積極的な意欲をもってこの事業の推進を期せられたいとの請願。

理由

開放経済体制の進展、農業就業者の無秩序な流出等農業をめぐる情勢は、最近一段と緊迫の度を加えている。このときに当たり、農政推進上の緊急の課題は、構造政策を中核とする新しい総合政

策の確立である。

第八〇四号 昭和三十九年十二月十日受理

林業並びに山村振興に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町全国町村会

館内全国町村会長 河津寅雄外一

名

紹介議員 柴谷 要君

林業並びに山村振興のため、左記事項の実現を図
りたいとの請願。

一、林業構造改善事業に対し、農業構造改善事業
以上の補助の高率化、融資の低利長期化を実施
すること。

二、公有林の整備を促進するとともに、入会林野
の近代化とそれに伴う生産性向上のための措置
を考慮すること。

三、林野所在市町村の固有にして正当な税源を尊
重し、その確保に一層の努力を払うこと。

四、山村地帯市町村の財政確立等に必要な国有林
野の私下げを積極的に実施すること。

五、山村関係住民多年の念願である山村振興法を
すみやかに制定すること。